

生駒市学校給食用物資選定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市学校給食において、安全で良質な給食用物資を確保し、円滑な運営を図ることを目的として、生駒市学校給食用物資選定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 学校給食用物資(以下「物資」という。)の選定及び購入に関すること。ただし、物資のうち、生鮮野菜類及び下処理済み野菜(冷凍野菜を除く)については、この限りでない。

(2) その他生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項
(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

(1) 小中学校長代表

(2) P T A又は育友会代表

(3) 小中学校給食主任代表

(4) 生駒市立学校給食センター所長(以下、「給食センター所長」という。)

(5) 栄養教諭及び学校栄養職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の進行は、給食センター所長が行うものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(物資の選定のための意見等)

第5条 教育委員会は、物資の選定及び購入先の決定に関する意見を求めるときは、あらかじめ指定した物資の規格に応じ、登録業者より提出された見本と価格に基づき、品質の良否、味覚、形態等を懇話会の参加者に確認させるものとする。ただし、教育委員会が見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生駒市立学校給食センターにおいて処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。